
フランスにおける企業リスク情報の開示と保証に関する制度と実態

—主要各国の制度との対比において—

甲南大学会計大学院 教授 伊豫田 隆俊

1 はじめに—問題の所在と論点

今日、国際化・IT化が進む中、企業を取り巻く状況が複雑化するにつれて、企業はこれまで以上に多様なリスク・不確実性に直面している。他方で、企業に対するステークホルダーからの開示要請は、企業の社会的責任に対する社会一般の期待を反映して、これまでのような定量的・過去指向的情報にとどまることなく、広く定性的・将来指向的情報にまで及んできている。例えば、EU加盟国においては、環境情報の開示と保証が制度化されているだけでなく*1、さらに広く人権・雇用問題を含めた、持続可能性情報の開示と保証についても開示が求められるようになってきている*2。

こうした状況の中、企業の継続性を判断するにあたって不可欠なリスク・不確実性にかかる情報の開示についても、近年、わが国のみならず、先進主要国において広範な関心を惹きつつあるといえる。

ここでは、先進主要5カ国におけるリスク・不確実性情報の開示にかかる法的規制の状況を比較制度論的に明らかにすることを通じて、これらの情報の開示にかかる問題点を明らかにするとともに、この問題にかかるフランスの開示制度とその特質を明らかにし、今後、この問題にどのようにアプローチしていくべきかについて、試論を展開することにしたい。

2 先進主要6カ国におけるリスク・不確実性情報の開示にかかる規制の概要

企業の財務情報の開示にかかる規制が、それぞれの国の社会・経済状況や文化的背景および歴史的な経緯によって少なからず異なっていることはいうまでもない。リスク・不確実性情報についても、同様に、各国ごとに規制の内容が異なっているため、まず、ここでは研究対象とされた国々における当該情報の開示にかかる規制を簡単に一覧表示したうえで、それぞれの特徴ならびにそこから得られる知見を明らかにすることにしたい*3。

*1 EUにおける環境情報の開示に関しては、拙稿「環境報告とその保証に関する国際機関の対応—最近の動向を踏まえながら」上妻義直編著『日本監査研究学会リサーチシリーズⅣ-環境報告書の保証』同文館(平成18年5月)を参照されたい。

*2 持続可能性情報の開示と保証に関しては、拙稿「持続可能性情報に対する保証の付与に関する一考察」『会計』第166巻第2号を参照されたい。

*3 なお、本論文は、末尾に示したように、科学研究費の助成を受けて行われた共同研究の一部であり、この表は、研究分担者の研究成果を筆者がまとめたものである。

	開示規制(リスク・将来情報の開示にかかると法的根拠等)	開示内容および記載場所
英	会計基準審議会(ASB)『営業・財務概況報告書(OFR)に関する意見書』通商産業省『叙述的事業報告—会社に対する叙述的報告規定に関する協議書』	<ul style="list-style-type: none"> • 営業・財務概況報告書における開示(任意開示)：会社の長期的価値に影響を及ぼす可能性のある資源、主要なリスク・不確実性および関係 • 取締役報告書の事業概況の部における開示(検討中)：会社が直面している主要なリスクおよび不確実性に関する説明 • 財務諸表本体および附属明細書における開示：金融商品にかかるリスク、信用リスク、流動性リスク、マーケットリスク
米	レギュレーションS-K(アイテム503(c)およびアイテム303,305)	<ul style="list-style-type: none"> • 目論見書における開示：公募を投機的ないしリスクにするのもっとも重要な要因 • MD&Aにおける開示：登録会社の製品価格の引き下げ、マーケットシェアの侵害、保険適用範囲の変更、重要な契約が更新されない見込み • 財務諸表本体および附属明細書における開示：偶発事象、特定のリスクおよび不確実性、金融商品、ゴーイング・コンサーン情報
独	改正商法第289条および第315条、ドイツ会計基準第5号	<ul style="list-style-type: none"> • 状況報告書における開示：事業年度後に生じた重要な事象、保全措置活動を貸借対照表に計上することにおいて把握されるすべての重要な取引についての安全装置のための方法を含めた会社のリスク・マネージメント目標とその方法、会社が曝されている価格変動リスク・貸倒リスクおよび流動性リスク・キャッシュフロー変動リスク、研究および開発領域、会社の支店・営業所、環境や従業員の利害関係に関する情報のような非財務的業績指標(大規模会社の場合) • コンツェルン状況報告書：コンツェルン事業年度後に生じた重要な事象、保全措置活動を貸借対照表に計上することにおいて把握されるすべての重要な取引についての安全装置のための方法を含めたコンツェルンのリスク・マネージメント目標とその方法、コンツェルンが曝されている価格変動リスク・貸倒リスクおよび流動性リスク・キャッシュフロー変動リスク、コンツェルンの研究および開発領域、親会社が上場会社である場合に商法第314条第1項第6号にいう親会社の取締役会・監査役会などの構成員が得た総収入のための報酬システムの特徴 • 財務諸表本体および附属明細書における開示：金融商品、引当金、偶発事象、ゴーイング・コンサーン問題
仏	商法第225-100条および1967年3月23日付大統領令第148条、第148-3条、プラン・コンタブル・ジェネラル他	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会報告書における開示：遭遇した困難および将来に関する見込み、環境にかかるリスクのための引当金 • 財務諸表本体および附属明細書における開示：引当金についての記載、財務的偶発債務の金額、条件付先物取引にかかる重要な契約に関する情報、デリバティブの市場で行われた取引全体に関する情報(ただし、重要なものに限る)
加	会計基準(CICAハンドブック)1508, 1701, 3280, 3290, 3841, 3861, 3865	<ul style="list-style-type: none"> • MD&Aにおける開示(オンタリオ州証券委員会による規制)：一般的な業績、主要な年次財務情報、経営成績、四半期業績の要約、流動性、資本の源泉、オフバランス・シート契約、関連当事者取引、第四四半期に生じた事象や項目の影響、計画されている取引の影響、重要な会計上の見積、会計方針の変更(初年度適用を含む)、金融商品その他類似取引 • 財務諸表本体および附属明細書における開示：財務諸表項目に計上する金額の決定における不確実性、セグメント開示、現在の財政状態または将来の事業活動との関連において重要な契約上の義務の詳細、偶発事象、経済的依存関係、金融商品に係る情報(財務リスク管理の目的と方針、金融資産の範囲と性質に関する情報、金利リスクに関する情報、信用リスクに関する情報、資産および負債の公正価値等)、ヘッジに関する情報

一見して明らかのように、リスク・不確実性情報の開示にかかると法的根拠については、イギリス・アメリカ・カナダといった国々のように、証券取引委員会、証券取引所あるいは職業会計士団体の作成した基準にもとづく場合と、ドイツやフランスのように商法の枠組みにもとづく場合とが

あって、必ずしも一様ではない。周知のように、前者の国々においては、一般的に、企業資金について直接金融を通じた調達が行われており、資本市場において投資意思決定に有用な情報を迅速かつ適切に提供することを主眼としながら、企業を取り巻く状況等の変化に即応するよう制度変更を行うことが要請されてきた。したがって、制定までに時間を要する法律ではなく、むしろ規則や基準レベルで速やかな対応を図ることで、環境変化への即応性を確保しようとしたと考えられる。他方、後者の国々では、銀行借入を中心とした間接金融による企業資金調達が一般的であったことから、資本市場への情報提供というよりもむしろ取引先・債権者を保護するとの観点から、企業資本の維持・充実と会計責任の履行という観点から制度設計が行われてきたため、社会経済環境の変化に対しても、アングロ・サクソン系の国々に比べて比較的堅固な仕組みづくりが要請されてきたといえる。それ故、環境変化への即応性よりもむしろ首尾一貫した論理構造のもとに安定的な制度を構築することが重視されたために、規則や基準といったレベルではなく、法律レベルで制度的枠組みづくりが行われたと考えられる。

ただ、リスク・不確実性情報の開示と保証に関しては、会計思想的には同じ系譜に属する国々とはいえ、制度的にはともかく、具体的な内容については少なからず相違が見い出される点に留意する必要がある。ただ、近年、EU委員会の作成した『会計法現代化指令』*4との調和化を目的として、商法等の会計規定の改正が行われてきたことから、そうした相違が次第になくなりつつあることも事実である。

また、アングロ・サクソン系の国々に目を転じれば、イギリスについては、リスク・不確実性情報の開示が、主として、コーポレート・ガバナンスの視点からとらえられている点が、同じ系譜に属するアメリカやカナダと若干趣を異にしていると考えられる。

続いて、記載すべきリスク・不確実性情報の種類および内容、記載場所についても国ごとに大きな差異が見い出される。財務諸表の注記、附属明細書、取締役会報告書や状況報告書といったように、単に開示媒体が異なるだけでなく、開示される情報の内容も実に多岐にわたっている。さらに、数値情報だけを求めている国もあれば、記述的情報の開示を求める国もあり、必ずしも一様ではない。このことは、ここで取り上げた国々に対して実施したアンケート調査の結果からも伺えるが、要するに、リスク・不確実性情報の意義と内容についての一般的な共通理解が未だ確立していないことにその主たる原因があるといえる。上述のように、EU加盟国であり、企業会計情報開示の法的フレームワークに関して共通性を有するドイツとフランスにおいてさえ、この点については必ずしも認識を共有しているとはいえない状況にあるわけであるから、国際化・IT化の進展する中で開示情報の標準化を図っていこうとするならば、言い換えれば、制度的に調和のとれた開示を目指そうとするならば、まず、リスク・不確実性情報についての概念的整理を図ることが必要不可欠であることはいうまでもない。

* 4 「特定の形態の会社、銀行およびその他の金融機関ならびに保険会社の年次計算書と連結計算書に関する指令78/660/EEC,83/349/EEC,86/635/EECおよび91/674/EECの修正に関する2003年6月18日付ヨーロッパ議会および理事会指令2003/51/EC」(Directive 2003/51/EC of the European Parliament and of the Council of 18 June 2003 amending Directives 78/660/EEC,86/635/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings)

3 フランスにおける企業リスク情報の開示状況と特質

(1) 計算書類開示に関する法的規制

EUでは、すでに述べたように、会計法現代化指令が2003年に公表された。そして、その第1条14項において、指令78/660/EECの第46条を修正し、年次報告書には、会社が直面している主要なリスクおよび不確実性に関する記述とともに会社の発展、経營業績およびその状況に関する公正な所見が含まなければならないこと、およびそうした所見は、会社の発展、経營業績およびその状況に関して均衡のとれたものであり、かつ包括的な分析でなければならない旨規定された。また、そうした分析には、会社の発展、業績もしくは状況を理解するのに必要な範囲で財務的業績指標、および適切と考えられる場合には、環境および雇用状況に関する情報を含めた非財務的な主要業績指標を含まなければならないと定めている。さらに、その分析を提供するにあたって、適切と考えられる場合には、年次計算書には年次計算書で報告された金額についての参照事項および追加的説明が含まなければならないと規定している(なお、本指令は、その第2条第10項において、指令83/349/EECの第36条の規定についても同様の修正を行っている)。

これを受けて、フランスでは、本指令の規定の国内法化をはかるべく、2004年7月24日付オールドナンス2004-604号が新たに制定され、商法第225-100条において、「企業の理事会もしくは取締役の作成する報告書(rapport gestion: 以下、取締役報告書とよぶ)には、会社が直面している主要なリスクおよび不確実性(principaux risques et incertitude auxquels la sociétés est confrontée)について記述しなければならない」旨定め、リスク・不確実性情報の開示に関する法的根拠が明らかにされた。

また、商法の施行令である1967年3月23日付大統領令も、その第148条で次のように定めている。すなわち、

第148条 理事会もしくは取締役会は、商社会法第225-100条に規定する報告書において、経過営業年度の会社の状況およびその子会社の活動、これらの活動成果、実現した進歩または 遭遇した問題 (傍線筆者)、ならびに将来の見通しに係る事項を開示しなければならない。

本規定は、上記の商法規定が制定される以前から取締役報告書の記載事項について定めていたが、この文言だけでは、リスク・不確実性情報の記載義務は必ずしも明らかではない。ただ、商法225-100条の規定が設けられたこととの関連で、本条の規定の内容も次第に明確になっていくものと考えられる。

また、フランスでは、別途、証券取引委員会(COB)が上場会社等の資金公募会社に対する開示規制を行っており、規制対象会社に対して「年次報告書(rapport annuel)」の作成・提出を義務づけている。証券取引委員会は、企業集団の重要性の拡大やEUレベルでの会計規制・証券規制の調和化作業の進展を背景として行われた、1980年代の一連の法令改正に対応する形で、年次報告書に収容される各報告書および書類等の記載内容の充実・強化を図ってきたが、リスク情報の開示内容の拡充に関する記述はみられない。

ちなみに、当初、COBにより公表された勧告書によれば、「遭遇した問題」に含まれる主たる情報として、以下の事項が指摘されていた。すなわち、

- (i) 当該会社およびグループの活動に影響を及ぼす要因(これは、技術的・社会的要因、企業構造と景気の側面に関わる要因)
- (ii) 市場における当該会社およびグループの地位に関する情報(市場でのグループまたは当該会社)

の地位（マーケット・シェアに関する報告、製品の一般的消費傾向、顧客の好みの変化、製造の新技術または新製品の出現、ライバル企業の発展および当社の対応と結果等に関する情報）

これら以外に、生産高・受注高・売上高・輸出高に関する情報、部門別売上高および地域別売上高に関する情報開示が求められている。

また、同報告書は、取締役報告書に記載されるべき「将来の見通しに関する情報」に関して、「・・・当該情報の開示はフランス企業のもっとも遅れた領域であり、多くの会社の取締役報告書に記載されていない」ことを明らかにしたうえで、開示すべき具体的情報として以下の事項を列挙している。すなわち、

- (i) 市場、競争および技術の変化に関する予測的情報
- (ii) 当該会社とグループの構造の予想される変更に関する情報
- (iii) 短期および長期の事業目標
- (iv) 投資計画とその収益性

以上、フランスにおけるリスク情報の開示規制について簡単にみてきたが、次に、Sodexhoの年次報告書(Annual Report)におけるリスク情報の開示状況を参照しながら、フランスにおける企業リスク情報の開示実態についてみておくことにしよう。

(2) フランスにおける企業リスク情報の開示実態

Sodexhoの2004年度版の年次報告書(Annual Report)における企業リスク情報の開示状況は次のとおりである。

[リスク要因]

1 リスク要因が適切に評価され、かつそれが組織内で適正水準に管理されるよう設計された独自の方針を有している。毎年、執行役員によってリスクの厳密な記述が行われ、それが監査委員会と取締役会に提示されている。以下の記述は、識別された主要なリスクを要約したものである。

1.1 ビジネスリスク

1.1.1 食品およびマネージメント・サービス契約にかかるリスク

食品およびマネージメント・サービス契約は2つの主要なカテゴリー、すなわち固定価格ベースと報酬ベースとに分けられる。

固定価格ベースの損益契約(profit and loss contract)のもとでは、サービスの提供者が(自己の)提供したサービスに対して支払を受け、サービス提供にかかるすべてのコストを負担することになる。損益契約には、通常、期間的な調整のための指標に関する条項が設けられている。Sodexhoが、契約上、(人件費や食品コストといった)コストの著しい上昇を吸収できなければ、これは契約上の利益に対して重要な負の影響を有することになる。

報酬ベースのもとでは、直接的かあるいはサービス提供者への弁済によるかのいずれかにより、サービス提供時に生じたすべてのコストをクライアントが負担することになる。サービスの提供者は固定されたか、もしくは変動的なマネージメント報酬を支払われることになる。

実際には、われわれの契約にはこれら2つのタイプの契約の特徴が含まれている。われわれの契約のうちの60%以上が、本質的に損益契約の特質と同じ特質を有していると見積もられる。

1.1.2 顧客の保持にかかるリスク

われわれのビジネスは、現在のクライアントとの契約を維持し、かつ更新していくこと、また新

たな契約の獲得に向けて継続的に入札を行っていくことに依存している。これは、一般に、品質、コスト、われわれのサービスの適切性、およびわれわれの競争相手のサービスとは差別化された競争力のあるサービスを提供しうるわれわれの能力に依存している。保証サービスおよびカードビジネスにおけるわれわれの成長は、地理的な拡張を達成し、新たなサービスを開発するための能力、および信頼されるブランドや加盟店のネットワークを構築していくことに依存している。

1.1.3 競争上のリスク

国際的なレベルで見れば、Sodexhoには、ほとんど競争相手が存在しない。しかしながら、われわれが活動しているすべての国々において、われわれは、国際的、国内的また時として一地方の営業者との顕著な競争に直面している。現在のもしくは潜在的なクライアントは、彼らの食品サービスやマネージメントサービスを外注するよりもむしろ内生化することを選択するかも知れない。

1.1.4 依存リスク

われわれのビジネスは、現在の契約を更新し、かつ新たな契約を手にする能力に依存しているけれども、グループの総収益の2%を超える単一のクライアントは存在しない。われわれの総購入量の3%を超えるような単一の供給者も存在しない。われわれのビジネスは、われわれが法的な所有者になっていない特許や免許に何ら依存するものではない。

1.1.5 食品安全上のリスク

Sodexhoは、毎日大量の食肉を世界中に供給しているため、提供した食品およびサービスの安全にはつねづね配慮している。われわれは、関連する規制に厳密に準拠するよう企図された、食品の安全性に関する予防的な管理上の手続を実施している。スタッフの訓練や意識の向上に関する方針は、われわれが活動しているすべての国々で遵守されている。しかしながら、Sodexhoが、その事業所の1つもしくはいくつかにおいて、重要な責任を負うことになれば、これはわれわれの活動、営業上の利益や評判に不利な影響をもたらすこととなる。

1.2 雇用リスク

われわれの認識による限り、Sodexhoは、世界規模での通常の事業活動上生じるであろう雇用リスク以外には何ら特別のリスクには曝されていない。

われわれのサービスの品質は、高い資質の人材を引きつけ、確保する能力、および継続的に基準を高めることを可能ならしめるような十分なレベルの訓練を提供することに大幅に依存している。われわれは、組織内のあらゆるレベルで、予防および安全性にとくに焦点を当てた訓練のための方針を開発してきている。

1.3 環境リスク

われわれは、自社の活動に起因する潜在的な環境上の影響を十分に理解している。わが社では、この影響を軽く扱うのではなく、環境リスクをコントロールし、縮減していくための努力を行っている。

われわれの顧客との関連において、わが社の活動が環境に及ぼす影響は、日常的な家庭に対してもたらされる影響に類似している。それは、主に次の要因から生じる。すなわち、
— 食品サービス設備、食品の製造と洗浄における水とエネルギーの消費

—食品の製造と洗浄におけるゴミの産出(不要な包装材、有機物、不要な動物性脂肪や油、および洗浄による水の浪費)

1.4 規制上のリスク

われわれの事業の性質および世界レベルでのわれわれのプレゼンスは、われわれが、労働法、反トラスト法、会社法、環境法、および健康や安全に関する法律を含めた、広範かつ多様な法律や規制に従わなければならないということを意味している。

Sodexhoは、企業内の適切なレベルにおいて、これらの法律や規制への準拠を確実にしめる構造を設けている。

法律や規制上の変化は、われわれの事業および／あるいはわれわれが提供しているサービスに対して直接的な影響を与えるであろう。例えば、保証およびカードに関する事業は、国内の税法や労働法の規定に服している。これらのサービスに関する規定が大きく変化すれば、新たな契約確保の機会が生じるかも知れないし、あるいは逆に、現在の契約が失われることになるかも知れない。

1.5 金利および外貨換算リスク

Sodexhoは76カ国で活動を行っているので、財務諸表のすべての構成要素は、不可避免的に外貨換算とりわけ米ドルの為替変動による影響を受けることになる。しかしながら、為替変動は何らの活動上のリスクももたらさない。というのは、子会社はすべて同一の通貨でその収益を記入し、かつ費用を計上しているからである。

Sodexho Allianceは、利率および外貨換算リスクを管理するためにデリバティブを利用している。

取締役会、最高経営責任者および最高財務担当責任者は、投機的な状況を回避すべく設けられた方針を承認している。これらの方針のもとで、

—原則として、すべての借入金は固定レートで行われるか、あるいはヘッジ技法を用いた固定レートに転換されなければならない。

—子会社に対する貸付金にかかる外貨換算リスクはヘッジされなければならない。

—カントリーリスクは管理され、分散されなければならない。取引はISDAのマスターアグリーメントを有するか、もしくは関連するグループ会社に存するこれと同様のアグリーメントを有する対象物を用いてのみ契約がなされるであろう。

—ヘッジ手段の満期までの期間は、それらがヘッジしている借入金の満期日までの期間を超えてはならない。

計画されたすべてのデリバティブ取引に関する記述は、最高経営責任者もしくは最高財務担当責任者、さらに必要と考える場合には、取締役会の承認に服しなければならない。連結財務諸表は、Sodexhoが直近におい用いている利率および外貨換算手法についての開示を行っている。

2005年8月31日時点で、連結借入金の71%は固定レートによっており、同日時点での平均利率は5.3%であった。

4 企業リスク情報開示に関する保証の概要

以上、フランスにおける企業リスク情報の開示に関しては、会計法現代化指令の国内法化に伴って制定された商法の規定(第225-100条)にもとづいてその法的根拠が明らかにされた。

続いて、これらの開示情報に対する保証はどのようになっているのか、簡単にみておくことにしたい。

商法は、会計監査役に対して、財務状況に関する情報および取締役報告書に記載されているデータと基礎的な会計データとの合致の検証、ならびに当該情報の表示の妥当性の評価を求めている(商法第823-10条第2項)。上述のように、企業リスク情報の開示が取締役報告書上で開示されることから、リスク情報について当該検証および評価が、法律上、求められることになる。その具体的な検証手続としては、まず、財務状況に関わる数値情報および取締役報告書に記載されている評価方法や表示方法が年次計算書類および附属明細書と合致していることを検証しなければならない。その際、企業がリスク情報に関わる定義や原則について明示しているかどうかについても考慮することが求められる。

検証の結果、情報内容の不一致や、不当性あるいは重要な省略などが発見された場合には、会計監査役は、コーポレート・ガバナンスを担う企業内のしかるべき機関にその旨を報告しなければならない。これを受けて、当該機関が必要な修正を行うことになるが、適切な修正が施されない場合には、会計監査役は、年次計算書類に対する監査報告書の「特別な検証および情報」区分にその旨を記載することになる。

これらのことから明らかなように、フランスでは、企業リスク情報については、年次計算書に対する監査業務の場合とは異なり、消極的意見の表明を目的としたレビュー業務が行われるのである。

なお、当該業務に関する詳細な手続基準については、会計監査役協会の作成した監査基準等が適用されることになっているが、必ずしも企業リスク情報に適用される固有の手続が規定されているわけではない。したがって、引当金や偶発債務といった、既存の情報の監査を実施する際に適用される監査手続を状況に応じて適切に適用することが求められることになろう。

以下、参考までに、上で引用したSodexhoの監査報告書を掲記しておこう。

2005年8月31日をもって
終了する会計年度に係る

連結財務諸表に対する監査報告書

株主の皆さま

株主総会によってわれわれに付託された職務にもとづいて、われわれは2005年8月31日をもって終了する会計年度に係るSodexho Alliance株式会社の連結財務諸表に対する監査を実施した。

連結財務諸表は取締役会によって承認されている。われわれの役割は、われわれの実施した監査にもとづいてこれらの財務諸表に対する意見を表明することである。

1. 連結財務諸表に対する意見

われわれは、フランスで適用されている職業上の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、連結財務諸表に重要な虚偽の表示が存しないか否かについての合理的な保証を入手するために監査を立案し実施するよう要請している。監査には、財務諸表上の数値や開示を支持する証拠の試査による検証が含まれている。また、監査には、財務諸表全体としての表示を評価するだけでなく、採用された会計原則や経営者によってなされた重要な見積に対する評価も含まれている。われわれは、われわれの実施した監査がわれわれの意見に対する合理的な基礎を与えているものと確信している。われわれの意見によれば、連結財務諸表はフランスで適用されている会計上のルールや原則に準拠して、連結されたグループ企業の資産、負債、財政状態および成果についての真実かつ公正な外観を与えている。

上述のわれわれの意見に限定を付すことなく、われわれは、年金およびその他従業員の利益の認識および測定に関して国家会計審議会が2003年8月1日に公表した勧告書No.2003-R01の最初の適用から生じた会計処理の変更について記述する連結財務諸表に対する注記2および3について注意を促す。

2. われわれの評価の正当性

われわれの評価の正当性に関する商法(フランス商事会社法)第823-9条の要請にもとづき、われわれは以下の事項に関して注意を促す。

- 1 会社によって採用された会計規則および原則についての評価の一部として、われわれは上述の会計処理上の変更の適切性、ならびにその表示の適切性について検証を行った。
- 2 取得にかかる無形固定資産(市場占有率および営業権を表すポートフォリオ契約)の評価は、連結財務諸表注記の重要な会計方針についての要約8において記載されているように、とくに税引後割引キャッシュフロー法を用いて会社によりレビューされている。

われわれは適用された方法の適切性について評価を行い、作成された関連文書をレビューし、用いられたデータとりわけ事業計画の作成において用いられた仮定の首尾一貫性について評価した。

- 3 リスクおよび訴訟に対する引当金に関するわれわれの評価は、この報告書の日付時点で利用可能であった事実および連結財務諸表注記のパラグラフ1および4.18に開示されている情報にもとづいて行われている。

これらの評価は、全体としての連結財務諸表に対するわれわれの監査の枠内で実施されており、したがってそれはこの報告書の最初の部分で表明された無限定意見の形成に貢献している。

3. 特別の検証

フランスで適用されている職業上の基準にもとづいて、われわれはグループの取締役報告書に記載された情報についても検証を行った。その結果、その適正な表示および連結財務諸表との首尾一貫性についてとくに報告すべき事項は存在しない。

Nuilly-sur-Seine and Paris-La Defense, November 15, 2005

法定監査人

PricewaterhouseCoopers Audit KPMG Audit Department

Hubert Toth

of KPMG SA

Partner

Patrick-Hubert Petit

Partner

5 むすび

以上、先進主要国におけるリスク・不確実性情報の開示と保証にかかる規制の概要と開示・保証付与の実態について一瞥してきた。ここで得られた知見は下記の通りである。

まず、開示にかかる規制についてであるが、企業財務情報の開示にかかる規制と同様に、これは商法の枠組みに基づくものと証取法の枠組みに基づくものとに大別される。ただ、規制内容に関しては、同じ法的枠組みに基づくとはいえ、国ごとに少なからぬ相違がみられる点に留意する必要がある。とくに、開示すべき具体的事項については、その範囲から開示の程度に至るまで、かなり大きく異なっており、この問題に対する各国の取り組みに対する態度の違いが明確に見て取れる。概していえば、証券市場における資金調達を念頭に置き(したがって直接金融の比率が相対的に高い)、投資者に対する情報開示を指向する開示制度が採用されている国々の方がリスク・不確実性情報の開示については積極的であることが伺える。

他方、開示された情報に対する保証の付与についてであるが、これについては、すべての国々において何らかの保証の付与が義務づけられていることが明らかになった。もちろん、リスク・不確実性情報は、一般的な財務情報に比べて主観的要素や将来の見積もりにかかる部分が多いことから、いわゆる監査ではなくレビューによる保証の付与が行われること、したがって意見表明については積極的意見表明ではなく、消極的意見表明にとどまることについては、各国ともに共通している。ただ、リスク・不確実性情報の開示にかかる具体的な監査手続等については、監査基準の中に明示的に規定する国もあれば、他の財務情報に対する監査手続を援用するにすぎない国もあり、各国ごとに取組み方が異なっている点に留意する必要がある。

さて、企業を取り巻く環境要因が複雑化する中、リスク・不確実性情報の開示と保証にかかる問題は、ディスクロージャー制度の今後のあり方を考える上で、きわめて重要な論点となろう。ただ、これらの情報については、その定義から具体的内容に至るまで、各国ごとの経済的・政治的・社会的要因により大きく異なることはいうまでもない。したがって、これらの情報の開示・保証の付与にかかる規制のあり方を考察することは、実は、それほど簡単なことではないのである。他方で、グローバル化する経済環境の中で、企業情報の開示をめぐる規制の国際的調和化を進めなければならないこともまた当然である。こうした二律背反的な状況のもとで、リスク・不確実性情報の開示と保証のあり方を国際レベルで考察するには、まず、各国の実態を明らかにすることこそが必要となるのであって、本稿の意義もまさにこの点にあると確信している。

[本稿は科学研究費(基盤研究(B)(1))No.16330086「不確実性下におけるリスク情報の開示と保証に関する実証的国際比較研究」の助成を受けて行われた研究成果の一部である]